

中央市ふるさとまつり出店実施要領

1 主催者

中央市ふるさとまつり実行委員会 事務局

中央市大鳥居 3866 中央市役所商工観光課内 電話 055-274-8582

2 出店総括者

中央市商工会

中央市布施 1555-1 電話 055-273-4141

3 募集の主旨

中央市最大の祭りであるふるさとまつりを契機に、市内の商店や企業、一般市民が会場に出店し、秩序ある祭りのにぎわいを創出することで、地域住民の連帯感を醸成し、地域活性化を図る。

4 募集対象・募集区画数

(1) 募集対象

①中央市民で構成するグループ（自治会・消防団・スポーツチームなど）

②中央市商工会の会員

※次に該当する団体等は出店できません。

・政治活動、宗教活動または不当な営利活動を目的とする団体・個人

・公の秩序または善良な風俗に反する団体・個人

・出店権利の譲渡および名義貸しにより出店する団体・個人

(2) 募集区画 50 区画（先着順・1 団体につき 1 区画）

5 募集期間及び申込み方法

(1) 募集開始 平成 30 年 6 月 18 日（月）【申込期間中のみ受付】

(2) 募集締切 平成 30 年 6 月 29 日（金）

※期間内であっても定数に達した時点で締め切ります。

(3) 提出先 中央市商工会 中央市布施 1555-1 電話 055-273-4141

全ての提出書類に必要事項を記入の上、中央市商工会窓口へ直接提出してください。郵送や F A X での受け付けは行いません。必要書類は中央市商工会窓口にて用意してあります。また、中央市商工会ホームページからもダウンロードできます。

(4) 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（土・日曜日及び平日正午～午後 1 時を除く）

(5) 提出書類 下記の 11（出店申込書類）①～⑤

6 出店の日時

平成 30 年 11 月 3 日（土・文化の日）

開店 午前 9 時 30 分 開会式（9 時～）に参加、終了後販売開始

閉店 午後 3 時 30 分 時間厳守

7 出店の場所

玉穂ふるさとふれあい広場 中央市乙黒 1-1

8 出店にかかわる設備・手続き等について

（1）以下は主催者が担い用意する。

- ①出店スペース 間口 1.5 間×奥行 2.0 間／1 区画
- ②出店全体構想図、出店配置場所見取り図
- ③主催者に義務付けられる保健所への相談伺いの提出と全店の衛生指導
- ④会場内手洗い用水道・トイレの確保・手洗石鹸・手洗桶を設置
- ⑤火器類使用に伴う消防署への申請
- ⑥事故等に対するイベント保険へ加入
- ⑦出店者用の駐車場確保（各出店者 1 台分は確保する。）
- ⑧警備本部設置（緊急車両展示場所）
- ⑨通行止め箇所の交通警備員配備と雑踏警備
- ⑩閉店後のゴミ収集車配備

（2）以下は出店総括者が担い用意する。

- ①出店申請の受付、審査、決定、通知
- ②出店者説明会の計画・開催、出店料やレンタル料金の集金
- ③出店当日の見回り、指導

（3）以下は出店者が用意する。

- ①出店申込書、誓約書、出店代表者・従業員名簿の提出及び出店料の支払い
- ②食品提供に係る保健所申請等各書類を中央市商工会へ送付する
- ③レンタル料金（テント、テーブル、イス、電源など）
- ④ゴミ袋、片付用の掃除用具
- ⑦消火器（消防署員が確認巡回します）
- ⑧その他、上記以外に必要なものは出店者が用意する

9 出店料

（1）中央市商工会員及び中央市民で構成されたグループ

5,000 円

（2）それ以外のもの

30,000 円

※（1）を優先的に受付を行い、募集締切日時点で空き区画のある時のみ受け付けます。

10 出店料の支払い

出店者説明会時に現金でお支払ください。

※出店確定後のキャンセルの場合、理由の如何に関わらず出店料の返金はできません。

11 出店の申し込み方法

提出書類（申請書類は中央市商工会に用意してあります。また、中央市商工会ホームページからもダウンロードできます）

- ①出店申込書
- ②誓約書
- ③出店代表者・従業員名簿（免許証のカラーコピーを貼ること）
- ④出店の平面図（食品提供者のみ）
- ⑤提供食品の概要（食品提供者のみ）

12 出店者の決定・出店配置の指定・説明会

申込み先着順に中央市商工会で審査の上、提出内容に不備がなく、募集趣旨に沿った出店者として認められた人、グループに決定通知書、説明会通知を送付します。出店配置の決定は中央市ふるさとまつり実行委員会が行います。

出店者説明会（予定）

日時 平成30年8月28日（火）午後2時～（変更する場合があります）

場所 中央市立玉穂総合会館1階会議室

中央市下河東620 電話055-274-1116

13 まつりの中止

雨天決行を原則としますが、各出店団体は雨天時の対応も考慮し出店してください。天災（地震・台風等）または主催者側の都合で、まつりが中止になる場合があります。中止になった場合に被った損害に関して、主催者は一切補償いたしません。

14 個人情報の取り扱い

出店申込みを通して知り得た個人情報は適切に保護し、当まつりに限って利用します。また、利用目的に照らして不要になった個人情報は速やかに且つ適正に廃棄します。

15 火器の使用方法

- ①燃焼機器（コンロ・炭火）を、机の上で使用する場合は、机の上に耐火ボードを敷きその上で使用してください。
- ②ガスホースは安全バンドで締結し、ガスボンベは倒れないよう固定してください。ガスホースは、新しいものを使用してください。

- ③燃焼機器（コンロ・炭火）の三辺に不燃性の囲いを設置し、風防対策を行ってください。
- ④ボンベ・コンロ・耐火ボード・囲いについては、各自で用意してください。
- ⑤万が一の火災に備え消火器等を準備してください。
- ⑥模擬店の出店に際し、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正（平成 26 年 12 月 1 日）に伴い、火気器具を使用する催しは、消火器の設置が義務付けられました。火気器具を使用して模擬店を開設する場合には、消防署へ開設届書を提出しなければなりません。主催者でとりまとめますので、出店申込書に火気器具の使用の有無及び消火器の設置本数を記入してください。

16 ごみの処理方法

出店することで生じたごみは、自店で販売した以外の物でも出店者同士が互いに回収し、全て持ち帰ってください。会場のゴミステーションやゴミ箱に捨てることは厳禁です。ゴミを不法廃棄した団体は、以後、市内で行われるイベントへの出店を禁止します。

17 出店取消し

本要領を遵守しない、主催者の指示に従わない場合、又は法令等に接触する場合は、出店を取り消します。

18 その他

(1) 模擬店等で飲食物を提供する場合について

食品提供の概要（様式 2）を指定した期日までに中央市商工会へ提出してください。

※模擬店の出店に際し、食品の安全確保の観点から、食品提供の概要（別紙様式 2 号）を中北保健所に提出し指導を受けなければなりません。そのため取扱食品や取扱方法が制限される場合があります。

(2) 酒類販売について

①酒類（アルコール度数 1 度以上の飲料、または溶解してアルコール度数 1 度以上の飲料とすることができる粉末）を食料品として販売する場合には、酒税法第 9 条に基づき、甲府税務署から「期限付酒類小売免許」を受ける必要があります。

②出店で、酒類を、瓶缶のままで販売する団体は、必ず「酒類販売業免許に必要な書類」を作成し、甲府税務署に提出してください。なお、上記の「期限付酒類小売免許」を受けるには、既に酒類販売業免許を取得している必要がありますのでご注意ください。

③酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業所で飲用に供する業を営む場合（酒類を飲食店営業の一品として蓋等を開けて提供した場合は、酒類販売業免許は必要ありません。